



福島医発第 1365 号 (地) 付
平成 26 年 8 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻 一 良
(公 印 省 略)

田川市子ども医療費支給制度の拡大について (通知)

今般、田川市子ども (乳幼児) 医療費支給制度を平成 26 年 10 月 1 日から拡大する旨、田川市より通知がありましたのでご連絡申し上げます。

今回の改正は、現在入院医療費のみ助成となっている中学生 (15 歳に達する日以後最初の 3 月 31 日まで) について、入院外の医療費まで助成が拡大されるものです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただきますとともに、会員にご周知いただきますようお願いいたします。

なお、

- 1) 小学生の子どもの医療証の有効期限は、12 歳の年度末までとし、中学校入学時に更新されます。
- 2) 本制度に関するお問い合わせについては、田川市市民課保険係 (0947-44-2000) までご照会ください。

記

1. 田川市子ども医療費支給制度 (下線部が平成 26 年 10 月 1 日診療分から改正)

	現行			改正後		
対 象 者	就学前	小学生	中学生	就学前	<u>小学生</u>	<u>中学生</u>
医療証の名称	乳幼児 医療証	子ども医療証		乳幼児 医療証	子ども医療証	
医療証の色	ラベンダー 色	クリーム色		ラベンダー 色	クリーム色	
自 己 負 担	なし	なし	入院のみ 無料	<u>なし</u>		
有効期限	6 歳に達する 日以後最初 の 3 月 31 日まで	15 歳に達する日以後最初 の 3 月 31 日まで		6 歳に達する 日以後最初 の 3 月 31 日まで	<u>12 歳に達する 日以後最初 の 3 月 31 日まで</u>	15 歳に達する 日以後最初 の 3 月 31 日まで

田市保 第22号の5
平成26年 8月 1日

福岡県医師会 殿

田 川 市 長
(市民生活部市民課保険係)

田川市子ども医療費支給制度の拡大について（通知）

平素より、田川市子ども（乳幼児）医療費支給制度、重度障害者医療費支給制度及びひとり親家庭等医療費支給制度の円滑な実施につきましては、格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、平成26年10月1日から子ども医療費支給制度を拡大し、より一層の子育て支援を図ることになりました。

今回の改正は、現在入院医療費のみを助成している、中学生（15歳に達する日以後最初の3月31日まで）について、入院外の医療費まで助成を拡大するものです。

なお、小学生の子どもの医療証の有効期限は、12歳の年度末までとし、中学校入学時に更新します。

つきましては、本制度の円滑な実施に御理解・御協力をいただきますようお願いいたします。

なお、田川医師会へは別に通知をしております。

記

- 1 改正後の適用 平成26年10月1日診療分から
- 2 改正内容

子ども医療費支給制度（下線が改正部分）

	現 行			改正後		
対象者	就学前	小学生	中学生	就学前	小学生	中学生
医療証の名称	乳幼児医療証	子ども医療証		乳幼児医療証	子ども医療証	
医療証の色	ラベンダー色	クリーム色		ラベンダー色	クリーム色	
自己負担	なし	なし	入院のみ無料	なし	<u>なし</u>	
有効期限	(6歳に達する日以後最初の3月31日まで)	(15歳に達する日以後最初の3月31日まで)		(6歳に達する日以後最初の3月31日まで)	<u>(12歳に達する日以後最初の3月31日まで)</u>	<u>(15歳に達する日以後最初の3月31日まで)</u>

※ 就学前まで（6歳に達する日以後最初の3月31日まで）の乳幼児につきましては、乳幼児医療証をお使い頂き、小学生・中学生（15歳に達する日以後最初の3月31日まで）は、子ども医療証をお使い頂きます。

※ 子ども医療証には、有効期限があります。小学生までと中学生までです。
(中学校入学時に医療証を更新します。)

子ども医療費助成事業は、地方単独の助成事業であり、法令等に基づく医療が優先します。

お問合せ先

田川市市民課保険係 ☎0947-44-2000（内線116・117）